

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県柏市高柳字宮後原55番地

氏 名 株式会社リサイクル

代表取締役 吉野建介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一大



許可の年月日

令和4年 8月29日

許可の有効期限

令和9年 8月28日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず  
及び陶磁器くず、⑧ガラスくず、⑨動物性残さ、⑩金属くず、⑪ゴムくず、⑫竹くず  
及びガレキ類（以上12種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物を含む。

5

この写しは証明に用いることはできません

様式第七号（第十条の二関係）

2 許可の条件

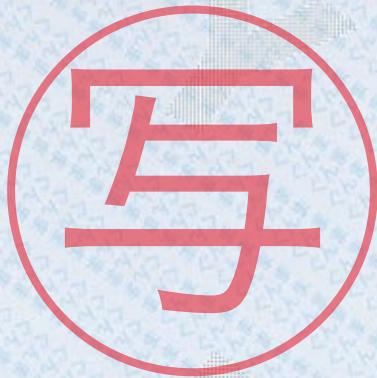
なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 14 年	8 月 29 日	新規許可
平成 19 年	8 月 29 日	更新許可
平成 24 年	8 月 29 日	更新許可
平成 29 年	8 月 29 日	更新許可
令和 4 年	8 月 29 日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・

5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 ・ 無



この写しは証明に用いることはできません